

## 沖縄普天間基地の即時撤去と県内移設に反対する県民集会報告要旨(09年12月23日)

中尾元重

普天間基地はアジア太平洋戦争末期、沖縄戦のさなかに米軍の本土攻撃基地として建設された。沖縄戦が終わったとき、宜野湾村の中心部は、住宅も田畑も役場も学校も取り壊され、基地に姿を変えられてしまっていた。生き延びて避難先から帰った村民は強制収容所に収容され、自分の土地に立ち入ることさえ許されなかった。

他の沖縄の米軍基地がそうであるように、普天間基地も米軍が一方的に土地を接収して建設されたのである(普天間基地の92%が民有地)。

100年前に、陸上戦闘行為に関する多くの慣習法を条約化した「陸戦の法規慣例に関する条約」(1910年1月に効力発生)は、その付属規則で占領軍の権限を規定し、「占領地の私有財産はこれを没収することを得ず」「略奪はこれを厳禁す」と定めている。アメリカも批准国である以上、この条項を遵守する義務から逃れることは許されない。土地強奪による普天間基地の建設は、明白な国際法違反であり、アメリカ国家の犯罪行為である。

現在の普天間基地は宜野湾市(人口9万人)のど真ん中に居座り、住民は広大な基地の周囲に追いやられて暮らしている。

基地は市の面積の26%を占める。2800mの滑走路を備え、海兵隊のヘリ56機、空中給油機など固定翼機15機、計71機が常駐する。

基地ではタッチ・アンド・ゴー、はみ出し飛行が常態化して深刻な騒音被害が街全体を覆い、事故の危険にさらされて住民は安心して生活を送ることが出来ない。実際に04年8月、沖縄国際大学に基地所属ヘリが墜落した。所属機の事故は復帰後の県内米軍航空機事故(217件)の約35.5%を占めている。基地周辺に密集する小学校9、中学校4、高校3、大学1のほか、69の幼稚園と保育園の教育環境も大きく阻害され続けている。

さらにクリアゾーンの問題がある。

クリアゾーンとは、アメリカの国内法で定められている米空軍、米海兵隊の飛行場安全基準で、滑走路の両端から900メートルは航空機事故が起きる可能性が高いとして障害物を排除し離発着の際の安全を確保するためのエリアである。当然のことながら立ち入りは禁止される。

当初は基地内にあったが、基地の拡張によって基地の外に設定されていることが分かった。しかし、このクリアゾーン内には住宅約800戸があり約3,600人余の住民が居住し、公共施設、保育所、病院などが18カ所もある。米本国で決して許されない運用が普天間基地では平然と行われているのである。

96年12月、SACO(沖縄に関する日米特別行動委員会)は沖縄本島東海岸沖移設を条件に普天間基地の全面返還を決定した。97年12月、普天間基地返還の代償として要求された「海上ヘリポート」(という名前の新鋭海上基地)建設を受け入れるかどうかをめぐって、建設予定地とされた名護市で市民投票が行われ、過半数が拒否の意見を表明した。その後も県民の7割前後が新基地建設に反対し続け、辺野古の座り込みも2004年4月から2000日を超えた。SACO合意後13年、沖縄では新基地建設のための杭一本打たせていない。

普天間基地は県内・国内移設を前提にしては絶対に解決しない。鳩山内閣は直ちに閉鎖と国外撤去をアメリカに要求すべきである。

普天間の問題に取り組む政府は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」「すべて国民は、法の下に平等であって、…政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としている憲法の規定を今こそ守るべきである。